

保証制度のごあんない

平成30年4月現在

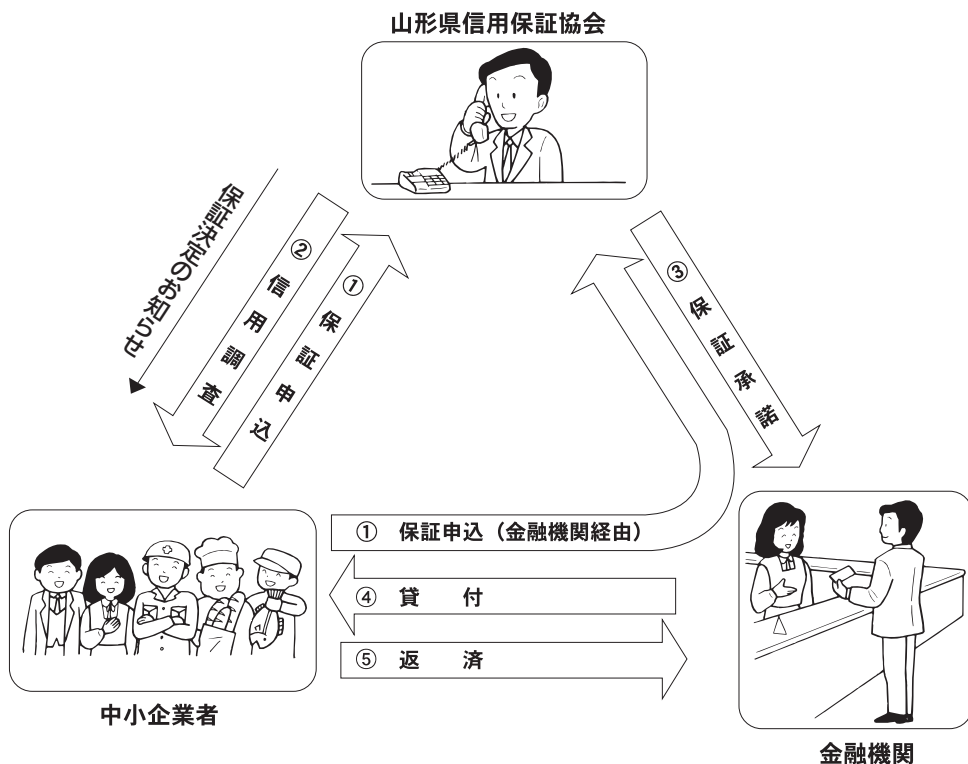
企業のちかくで、事業のちからに。



山形県信用保証協会

<http://www.ysh.or.jp/>

◎信用保証のしくみ



◎保証対象者となる主な業種

- ① 一般にいう商工業者の方ほとんどが対象となりますが、具体的には次の事業等を営んでいる方です。
- ② 許認可等の確認を必要とする事業については、許認可等を受けていることが必要です。

製造業	食料品製造業 繊維工業 木材・木製品製造業 家具・装備品製造業 パルプ・紙・製造業 印刷・同関連業 化学工業 石油・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 なめし革・同製品・毛皮製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 金属製品製造業 機械器具製造業 電気機械器具製造業 輸送用機械器具製造業 その他の製造業	業農 関林 係漁	木材伐出業 農林漁業関連製造業	サービス業	物品賃貸業 広告業 洗濯・理容・美容・浴場業 娯楽業 廃棄物処理業 自動車整備業 機械修理業 職業紹介・労働者派遣業 教育・学習支援業
	鋳業	鋳土石採取業	医療社・福祉		医療業 社会保険・社会福祉・介護
	建設業	建設業			情報通信業
	卸売業	卸売業	不動産業		
	小売業	小売業			のそ 産の 業他
	運輸業	道路旅客運送業 道路貨物運送業 倉庫			
飲食・宿泊	宿泊業 飲食店				

◎ご利用いただける方

中小企業者の方

- ① 県内に本店または事業所がある法人
- ② 県内に住居または事業所がある個人
- ③ 中小企業者で組織する組合員の方

◎対象資金

中小企業者とその事業遂行に必要な運転資金と設備資金です。
したがって、事業資金以外の生活資金などの消費資金、投機資金等は対象とはなりません。

[注1] 保証対象とならない業種

農業、林業、漁業、風俗営業・飲食業、金融・保険業、公務、サービス業の一部ただし、一部対象となる業種もあります。

[注2] 社会福祉法人は医業が主たる業種の場合のみ対象となり、宗教法人、学校法人は該当しません。一般社団法人、一般財団法人は、制度により該当する場合があります。

[注3] 特定非営利活動法人は、原則として全ての保証制度で利用できます。ただし、小口零細企業保証制度、制度の制度要綱・要領等で対象外としているもの、特例保険に係る保証制度で根拠法において対象外としているもの、中小企業特定社債保証は利用できません。

[注4] 対象業種と対象外業種を兼業しているものについては、資金使途が明らかに対象業種にかかる場合に限りです。

[注5] 反社会的勢力は、保証の対象となりません。

◎責任共有制度について

制度の概要

1. 金融機関の負担割合は20%です。
2. 金融機関は①負担金方式、②部分保証方式のいずれかの方式を選択します。
 - ①負担金方式
100%信用保証協会が代位弁済を行います。信用保証協会は金融機関から約20%の負担金支払いを受けます。
 - ②部分保証方式
80%部分については、信用保証協会が代位弁済を行います。残りの20%については、金融機関の負担となります。

対象外となる保証

以下の保証については、責任共有制度の対象外となります。
(従来どおりの100%保証)

- ・ 特別小口保険に係る保証
(特定非営利活動法人(医業を主たる事業とする小規模特定非営利活動法人以外)に係るものを除く。)
- ・ 小口零細企業保証
- ・ 創業関連保証
- ・ 創業等関連保証
- ・ 再挑戦支援保証
- ・ 中堅企業特別保証
- ・ 事業再生保証
- ・ 災害関係保証
- ・ セーフティネット保証1号～4、6号
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 危機関連保証

◎連帯保証人の徴求基準について

連帯保証人は次のような場合を除き原則として、個人は不要、法人は代表者以外不要です。

- 1 実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人または申込人(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- 2 本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- 3 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

- ※ 担保提供者は、法人の代表者および上記に該当する場合を除き、連帯保証人の参加は不要となります。
- ※ 既に法人代表者以外の連帯保証人を条件としている保証付き融資の更新や借換保証の場合であっても、原則として上記と同様の取扱いとなります。

「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応

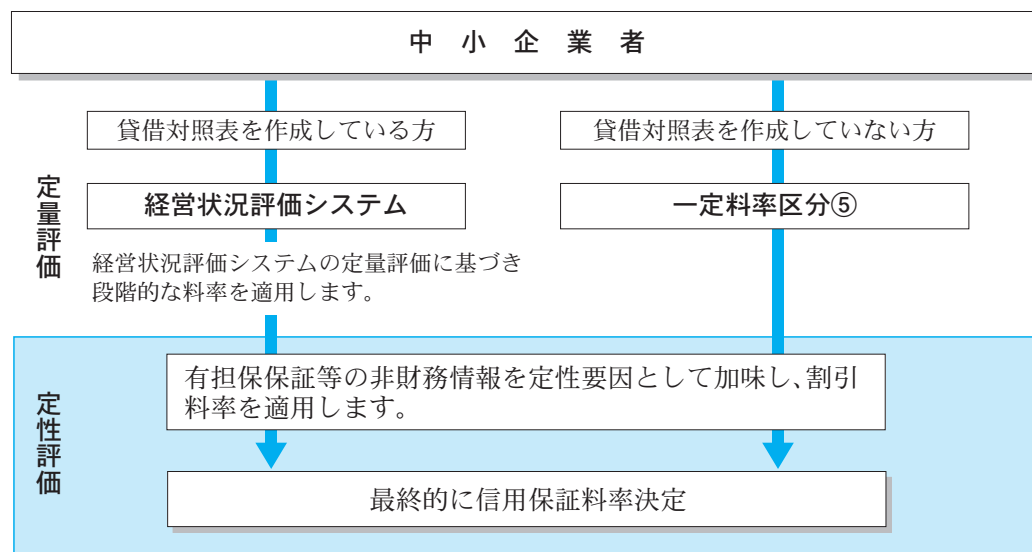
「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日付け経営者保証に関するガイドライン研究会公表)において求められている要件が将来に亘り充足すると見込まれる場合は、取扱金融機関における経営者保証の対応や、財務状況等を踏まえて、連帯保証人に経営者保証を不要とする対応を行っております。

◎信用保証料率体系（弾力化）

目的 中小企業者の経営を加味した料率体系を構築することより、資金調達コストの軽減、公的保証の利用機会の拡大を図り、中小企業者のさらなる発展を応援します。

- 1 中小企業の経営状況に応じた9区分の料率体系となります。
- 2 保証料率の決定として「貸借対照表を作成している方」については9区分の各料率が適用され、「貸借対照表を作成していない方」については、一律区分⑤の料率となります。
- 3 料率は財務要因の評価だけでなく、一定の定性要因（割引要件）も加味して決定します。

信用保証料率の決定プロセスイメージ



(注) 保証のご利用にあたっては、信用保証協会の審査がございます。ご希望に添えない場合もございますのでご了承下さい。

◎基準保証料率(保証料率弾力化の対象となる場合の料率です)

責任共有対象外制度の場合

(年率、%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

責任共有対象制度の場合

(年率、%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

「保証料率」は貸付金額に対する料率です。

◎割引対象要件

次の割引要件に該当する場合には、割引料率が適用されます。

割引要件	具体的基準	割引率
会計割引 ・会計参与設置会社の方 (一括支払契約保証を除く)	・会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類(登記事項証明書等)の提出があった方	▲0.10%
有担保割引 ・担保の提供がある方で以下のいずれかに該当する場合 ①「別表1」に定める料率に該当する保証(小規模事業者カードローン除く) ②山形県商工業振興資金を利用しない小額融資保証(県特) ③経営力強化保証 ④季節資金 ⑤山形県・市町村の補給がない基準保証料率1.15%の近代化保証	・不動産、商業手形、有価証券、機械器具、工場財団、出店保証金の担保提供がある方	▲0.10%
新規割引 新規利用の方 (一般保証(信用)のみ)	・新規に協会を利用された方	▲0.05%

◎主な保証制度一覧

保証制度名	こんな時にご利用ください	責任共有	保証限度額<個人・会社の方>	保証期間	基準保証料率(年率) (費対額に対する料率です)
一般保証	通常の運転・設備の借入に	○	2億8,000万円(無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	運転10年、設備20年	弾力化0.45~1.90%
事業者カードローン根保証	カードで反復的に借入するため、枠設定を行うときに	○	100万円以上2,000万円	1年または2年	弾力化0.39~1.62%
小規模事業者カードローン根保証「ミニカードローン」	カードで小口資金を反復的に借入するため、枠設定を行うときに	○	50万円以上300万円	1年または2年	弾力化0.39~1.62%
当座貸越根保証	大口資金を反復的な借入のための枠設定に	○	100万円以上2億8,000万円	1年または2年	弾力化0.39~1.62%
中小企業特定社債保証	社債を発行し、資金調達するときに	○	2,400万円以上4億5,000万円	7年	弾力化0.45~1.90%
流動資産担保融資保証	流動資産を担保として資金調達するときに	○	2億円	1年	0.68%
セーフティネット保証	倒産被害、不況業種、金融機関が取引調整を行っているなどの影響を受けたときに	5.7.8号 ○	2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	運転10年、設備15年	1号~4、6号 1.00% 5、7号~8号 0.85%
危機関連保証	大規模な経済危機、災害等による著しい信用収縮が発生したときに		2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	10年	0.8%
事業再生保証	法的な債権手続を行う方に		2億円	10年	2.20%
事業再生円滑化関連保証	私的整理手続きにおけるつなぎ資金に	○	2億8,000万円(無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	3年	1.76%
事業再生計画実施関連保証	事業再生計画における計画実行における資金に	△	2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	一括返済 1年 分割返済 15年	責任共有 0.80% 責任共有外1.00%
経営力強化保証	自ら事業計画を策定し、経営力強化に取り組む方に	△	2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	運転5年、設備7年 (借換の場合は10年)	責任共有 0.45%~1.75% 責任共有外0.50%~2.00%
借換保証	既存の保証付借入の借換、一本化に	△	2億8,000万円(無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	利用する制度の期間	利用する制度の料率
	条件変更改善型借換保証	○	2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	15年	弾力化0.45~1.90%
小額融資保証	県特別小口	○	3,000万円	運転7年、設備7年	弾力化0.45~1.90%
	特別小口	○	2,000万円	運転7年、設備7年	1.00%
小口零細企業保証	小規模事業者のための小口の借入に	○	2,000万円	運転7年、設備7年	弾力化0.50~2.20%
商工業振興資金保証	山形県商工業振興資金による貸付に	○	2億8,000万円(無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	制度要綱による	弾力化0.45~1.90%
近代化資金保証	創業関連	○	1,000万円(支援創業関連保証1,500万円)	運転10年、設備10年	1.00%
	創業等関連	○	1,500万円	運転10年、設備10年	1.00%
	特定経営承継関連	○	2億8,000万円(無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	運転10年、設備15年	弾力化0.45~1.90%
	その他各種法律に基づく特別保証	△	制度要綱による		利用する制度の料率
季節資金保証	中元・年末期の季節的な短期資金が必要なときに	○	3,000万円	運転6ヵ月	弾力化0.45~1.90%
根保証	反復して行われる手形貸付、手形割引、電子記録債権割引等の枠設定に	○	2億円	運転1年	0.39~1.62% 弾力化0.45~1.90%
商業手形割引・電子記録債権割引保証	手形割引・電子記録債権割引の必要なときに	○	2億8,000万円(無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	運転5ヵ月	弾力化0.45~1.90%
長期経営資金保証	大口資金を長期の借入で	○	2億円(2,000万円以上100万単位)	運転15年、設備20年	弾力化0.45~1.90%
市町村制度保証	市町村の低利融資制度を利用した借入に	○	各市町村の制度要綱による		各制度要綱による
追認保証	保証に先立ち簡易、迅速な貸付を受けるときに	○	5,000万円	運転7年、設備12年	弾力化0.45~1.90%
財務要件型無保証人保証	「経営者保証に関するガイドライン」に基づく、経営者保証に依らない事業資金に	○	2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	一括返済 2年 分割返済 7年(設備、運転設備の場合10年)	弾力化0.45~1.90%
事業承継サポート保証	持株会社を新たに設立し、事業会社の株式を買い取りたい方に	○	2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	設備15年	弾力化0.45~1.90% (原則1.15%)
専門家派遣付長期設備保証「プロサポ」	専門家からの助言を受けて、設備投資をより効果的に行いたい方に	○	2億8,000万円 (無担保保険8,000万円・普通保険2億円)	20年 (ただし、運転資金は設備に付帯するものに限る)	弾力化0.45~1.90%
発展支援長期保証「はってん」	まとまった資金調達を行いたい方に	○	2億円	7年	弾力化0.35~1.05%
短期継続型保証「たんけい」	短期資金を反復して利用したい方に	○	5,000万円	運転1年	弾力化0.45~1.90%
自主廃業支援保証	やむを得ず廃業を決断し、円滑な撤退を望む方に	○	3,000万円	1年 (終期は解散予定日より前)	弾力化0.45~1.90%

◎ 主な保証制度別信用保証料率一覧表

	信用保証料率 (基準保証料率)	割 引				信用保証料補給		企 業 負 担	制 度 割 引
		会 計 0.10%	有担保 0.10%	制 度	新規 0.05%	県	市町村		
一般保証	0.45%～1.90%	△	△	—	△	—	—	『別表1』に定める料率	
事業者カードローン根保証	0.39%～1.62%	△	△	—	—	—	—		
小規模事業者カードローン根保証「ミニカードローン」	0.39%～1.62%	△	—	—	—	—	—		
当座貸越根保証	0.39%～1.62%	△	△	—	—	—	—		
中小企業特定社債保証	0.45%～1.90%	△	△	—	—	—	—		
流動資産担保融資保証	県資金利用あり	0.68%	△	—	—	○	△	『別表10』に定める料率 0.68%	制度割引は基準保証料率×8/100です
	—	—	—	○	—	—	—	—	—
セーフティネット保証	1号～4、6号 県資金利用あり	0.80%	△	—	○	—	△	『別表2-1』に定める料率 『別表2-2』に定める料率	基準保証料率1.00%から制度割引0.20%を差し引き、基準保証料率を引き下げています。
	5、7号～8号 県資金利用あり	0.68%	△	—	○	—	△	『別表2-3』に定める料率 『別表2-4』に定める料率	
危機関連保証	県資金利用あり	0.80%	△	—	—	○	△	『別表2-5』に定める料率 『別表2-6』に定める料率	—
	—	—	△	—	—	—	—	—	—
事業再生保証	県資金利用あり	2.20%	△	—	○	—	△	2.20%-該当割引率-県・市町村の補給率 2.20%	制度割引は基準保証料率×10/100です
事業再生円滑化保証	県資金利用あり	1.76%	△	—	○	—	△	1.76%-該当割引率-県・市町村の補給率 1.76%	制度割引は基準保証料率×10/100です
事業再生計画実施関連保証	責任共有	0.80%	△	—	—	—	—	0.80%	—
	責任共有外	1.00%	△	—	—	—	—	1.00%	—
経営力強化保証	責任共有	0.45%～1.75%	△	—	—	—	—	『別表9-1』に定める料率	—
	責任共有外	0.50%～2.00%	△	△	—	—	—	『別表9-2』に定める料率	—
借 換 保 証	利用する保証制度の信用保証料率(保証料割引・保証料補給)となります								
条件変更改善型借換保証	県資金利用あり	0.45%～1.90%	△	—	—	○	△	『別表11』に定める料率 『別表1』に定める料率	制度割引は基準保証料率×8/100です
	—	—	△	—	—	—	—	—	—
小額融資保証	県 特 県資金利用あり	0.45%～1.90%	△	—	○	—	○	『別表3-1』に定める料率 『別表3-2』に定める料率	制度割引は基準保証料率×8/100です
	特別小口 県資金利用あり	1.00%	△	—	○	—	○	『別表3-3』に定める料率 『別表3-4』に定める料率	制度割引は基準保証料率×10/100です
小口零細企業保証	県資金利用あり	0.50%～2.20%	△	—	○	—	○	『別表4-1』に定める料率 『別表4-2』に定める料率	制度割引は基準保証料率×9/100です
	—	—	△	—	○	—	○	—	—
商工業振興資金保証	第1項	0.45%～1.90%	△	—	○	—	○	『別表5』に定める料率	制度割引は基準保証料率×16/100です
	第2項	—	△	—	○	—	○	—	制度割引は基準保証料率×8/100です
近代化資金保証 (主な制度のみ掲載)	経営革新	0.85%	△	—	○	—	(注) △	『別表6-1』に定める料率	制度割引は基準保証料率×11/100です
	エネルギー対策	1.15%	△	—	○	—	(注) △	『別表6-2』に定める料率	制度割引は基準保証料率×8/100です
	創業・創業等関連、再挑戦支援	1.00%	△	—	○	—	(注) △	『別表6-3』に定める料率	制度割引は基準保証料率×10/100です
	経営承継・特定経営承継など 災害	0.45%～1.90% 1.00%	△	△	—	—	(注) △	『別表1』に定める料率 0.70%	制度割引は基準保証料率×30/100です 基準保証料率から制度割引0.05%を差し引き、基準保証料率を引き下げています。
季節資金保証	0.40%～1.85%	△	△	○	—	—	—	『別表7』に定める料率	—
根 保 証	手形割引・電子記録債権割引・簡易根保証	0.39%～1.62%	△	△	—	—	—	—	『別表1』に定める料率
	債務保証・商手担保	0.45%～1.90%	△	△	—	—	—	—	
商業手形割引・電子記録債権割引保証	0.45%～1.90%	△	△	—	—	—	—		
長期経営資金保証	0.45%～1.90%	△	△	—	—	—	—		
風俗営業飲食業保証	0.45%～1.90%	△	△	—	—	—	—		
市町村制度保証	0.45%～1.90%	△	—	○	—	—	△	『別表8』に定める料率	制度割引は基準保証料率×8/100です
追 認 保 証	0.45%～1.90%	△	△	—	—	—	—	『別表1』に定める料率	—
財務要件型無保証人保証	0.45%～1.90%	△	△	—	—	—	—	『別表1』に定める料率	—
事業承継サポート保証	県資金利用あり	0.45%～1.90% (原則1.15%)	△	—	○	—	○	『別表11』に定める料率 『別表1』に定める料率	制度割引は基準保証料率×8/100です
	—	—	△	—	○	—	—	—	—
専門家派遣付長期設備保証 「プロサポ」	県資金利用あり	0.45%～1.90%	△	—	○	—	△	『別表11』に定める料率	制度割引は基準保証料率×8/100です
	—	—	△	—	○	—	—	『別表1』に定める料率	—
発展支援長期保証「はってん」	0.35%～1.05%	△	—	○	—	—	—	『別表12』に定める料率	基準保証料率から制度割引0.10%を差し引き、基準保証料率を引き下げています。
短期継続型保証「たんけい」	0.45%～1.90%	△	△	—	—	—	—	『別表1』に定める料率	—
自主廃業支援保証	0.45%～1.90%	△	△	—	—	—	—	『別表1』に定める料率	—

※信用保証料率は、貸付額(融資額)に対する料率表示となっております。 ※補給欄の「○」は、全てが補給の対象となるものです。
 ※割引欄の「△」は、全員に適用されるものです。 ※補給欄の「△」は、一部の市町村が補給しているものです。補給率は、市町村により異なります。
 ※割引欄の「△」は、該当者に適用されるものです。 ※信用保証料補給欄の(注)は、県資金利用の場合は県により補給があります。
 ※制度割引欄の算出式には、「会計」「有担保」「新規」に係る割引は加味されておりません。

◎別 表

信用保証料率は、貸付額（融資額）に対する料率表示となっております。（条件変更の場合には、信用保証料率が変更される場合があります。）

『別表1』責任共有保証料率表

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(特殊保証料率%)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39

※特殊保証料率とは、事業者カードローン、小規模事業者カードローン、当座貸越根保証、手形割引根保証、電子記録債権割引根保証、簡易根保証に適用される料率です。

『別表2-1』セーフティネット保証1号から4号及び6号【県資金利用あり】

企業負担 (%)	0.34	(注) 市町村の保証料補給(0.34%)がある場合、企業負担は無しとなります。
----------	------	---

『別表2-2』セーフティネット保証1号から4号及び6号【県資金利用なし】

企業負担 (%)	0.80	(注) 市町村の保証料補給(0.34%)がある場合、企業負担は0.46%となります。
----------	------	--

『別表2-3』セーフティネット保証5、7、8号【県資金利用あり】

企業負担 (%)	0.29	(注) 市町村の保証料補給(0.29%)がある場合、企業負担は無しとなります。
----------	------	---

『別表2-4』セーフティネット保証5、7、8号【県資金利用なし】

企業負担 (%)	0.68	(注) 市町村の保証料補給(0.29%)がある場合は、企業負担は引下げられ0.39%となります。
----------	------	--

『別表2-5』危機関連保証【県資金利用あり】

企業負担 (%)	0.34	(注) 市町村の保証料補給(0.34%)がある場合、企業負担は無しとなります。
----------	------	---

『別表2-6』危機関連保証【県資金利用なし】

企業負担 (%)	0.80
----------	------

『別表3-1』小額融資（県特）保証【県資金利用あり】

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担 (%)	0.61	0.56	0.50	0.44	0.37	0.32	0.26	0.20	0.15

『別表3-2』小額融資（県特）保証【県資金利用なし】

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担 (%)	1.75	1.61	1.43	1.25	1.06	0.92	0.74	0.56	0.42

『別表3-3』小額融資（特別小口）保証【県資金利用あり】

企業負担 (%)	0.30
----------	------

『別表3-4』小額融資（特別小口）保証【県資金利用なし】

企業負担 (%)	0.90
----------	------

『別表4-1』小口零細保証【県資金利用あり】

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担 (%)	0.69	0.62	0.56	0.50	0.42	0.35	0.28	0.22	0.16

『別表4-2』小口零細保証【県資金利用なし】

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担 (%)	2.01	1.82	1.64	1.46	1.23	1.01	0.82	0.64	0.46

※小数点第3位以下については、切り上げし記載しています。（実際は、小数点第4位までとなっております。）

※別表上、「会計割引」「有担保割引」「新規割引」は加味されておりません。

『別表5』商工業振興資金保証

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
第1項企業負担 (%)	0.46	0.42	0.38	0.33	0.28	0.24	0.20	0.15	0.11
第2項企業負担 (%)	0.61	0.56	0.50	0.44	0.37	0.32	0.26	0.20	0.15

※小額融資、近代化保証制度を利用する場合は、当該制度の料率となります。

『別表6-1』近代化資金保証【料率0.85%制度の場合】

企業負担 (%)	0.76
県補給率 (%)	0.34
市町村補給率 (%)	0.17

(注) 県・市町村の保証料補給がある場合は、引下げられます。

『別表6-2』近代化資金保証【料率1.15%制度の場合】

企業負担 (%)	1.06
県補給率 (%)	0.46
市町村補給率 (%)	0.23

(注) 県・市町村の保証料補給がある場合は、引下げられます。

『別表6-3』近代化資金保証【料率1.00%制度の場合】

企業負担 (%)	0.90
県補給率 (%)	0.40
市町村補給率 (%)	0.20

(注) 県・市町村の保証料補給がある場合は、引下げられます。

『別表7』季節資金保証

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担 (%)	1.85	1.70	1.50	1.30	1.10	0.95	0.75	0.55	0.40

『別表8』市町村制度保証

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担 (%)	1.75	1.61	1.43	1.25	1.06	0.92	0.74	0.56	0.42

※市町村より保証料補給があります。補給率は窓口で確認下さい。

『別表9-1』経営力強化保証（責任共有）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担 (%)	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45

『別表9-2』経営力強化保証（責任共有外）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担 (%)	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50

『別表10』流動資産担保融資保証【県資金利用あり】

企業負担 (%)	0.36
市町村補給率 (%)	0.14

(注) 市町村の保証料補給がある場合は、引下げられます。

『別表11』条件変更改善型借換保証、事業承継サポート保証、専門家派遣付長期設備保証「プロサポ」【県資金利用あり】

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担 (%)	0.99	0.91	0.81	0.71	0.60	0.52	0.42	0.32	0.24
市町村補給率 (%)	0.38	0.35	0.31	0.27	0.23	0.20	0.16	0.12	0.09

(注) 市町村の保証料補給がある場合は、引下げられます。

『別表12』発展支援長期保証「はってん」

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
企業負担 (%)	対象外				1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	保証人・担保	基準保証料率	備 考
一 般 保 証 [一 般]	中小企業の方	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 (組合 4億8,000万円)	運転資金10年 設備資金20年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	弾力化 0.45～1.90%	
事業者カードローン 当座貸越根保証 [カードローン]	◎個人事業主の場合 業歴3年以上、2期以上の確定申告を行い、申込金融機関との与信取引が6カ月以上ある方で、次のいずれかに該当する方 ①CRDスコアリングが基準以上 ②金融機関格付が①同等以上 ③青色申告をし申告所得を計上し、かつ自己名義不動産を所有する	100万円以上 2,000万円	運転設備資金 1年または2年	保証人 原則不要 担 保 原則不要	弾力化 0.39～1.62%	覚書を締結した 金融機関のみの 取扱い
	◎法人の場合 業歴3年以上、2期以上の決算を行い、申込金融機関との与信取引が6カ月以上ある方で、次のいずれかに該当する方 ①CRDスコアリングが基準以上 ②金融機関格付が①同等以上			保証人 原則代表者 (実質経営者を含む) 担 保 原則不要		
小規模事業者カードローン 当座貸越根保証 [ミニカードローン]	次のすべての要件を満たす小規模事業者の方 ①常時使用する従業員が20名(商業・サービス業は5名)以下であること ②同一事業の経歴1年以上で、1期以上の決算を行っていること ③最近2年間のいずれかの決算で利益を計上しているか、あるいは最近の決算で債務超過でないこと ④申込金融機関が償還能力ありと認め、今後とも支援育成していきたい先であること ⑤本制度及び事業者カードローン当座貸越根保証の利用がないこと	50万円以上300万円	運転設備資金 1年または2年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 原則不要	弾力化 0.39～1.62%	覚書を締結した 金融機関のみの 取扱い

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、及び割引になるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	保証人・担保	基準保証料率	備 考
当座貸越根保証 [当 貸]	◎個人事業主の場合 業歴3年以上、2期以上の確定申告を行い、申込金融機関との与信取引が6カ月以上ある方で、次のいずれかに該当する方 ①CRDスコアリングが基準以上 ②金融機関格付が①同等以上 ③青色申告をし直近の申告において、所得を300万円以上計上し、かつ自己名義不動産を所有する ④青色申告をし、直近の申告において所得を100万円以上計上し、不動産担保の提供がある	100万円以上 2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転設備資金 1年または2年	保証人 原則不要 原則、5,000万円超の場合は担保が必要です	弾力化 0.39～1.62%	覚書を締結した金融機関のみの取扱い
	◎法人の場合 業歴3年以上、2期以上の決算を行い、申込金融機関との与信取引が6カ月以上ある方で、次のいずれかに該当する方 ①CRDスコアリングが基準以上 ②金融機関格付が①同等以上			保証人 原則代表者 (実質経営者を含む) 原則、5,000万円超の場合は担保が必要です		
中 小 企 業 特 定 社 債 保 証 [特定社債]	次の(1)から(3)のいずれかに該当する方 ※特定非営利活動法人は対象外 (1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①または②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が2.0倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①または②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること (3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①または②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率が15%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が5%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること	4億5,000万円 (保険、別枠) 保証割合は80%のため、保証限度額4億5,000万円に対し、社債発行額は5億6,000万円まで 一回の最低発行額 3,000万円以上	運転資金 設備資金 2年～7年 一括償還 または6カ月 毎の定時償還	原則、2億円超は担保が必要です	弾力化 0.45～1.90%	覚書を締結した金融機関のみの取扱い 経営安定関連保証及び危機関連保証を除く、普通・無担保保証との合計は、5億円以内

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、及び割引になるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	保証人・担保	基準保証料率	備 考
流動資産担保融資保証 [ABL]	流動資産（売掛債権・棚卸資産）を自ら保有している方 （棚卸資産を担保とする場合は法人のみ）	2億円 （保険、別枠） 保証割合は80%のため、保証限度額2億円に対して、借入限度額は、2億5,000万円まで	事業資金 1年間 （個別保証は1年以内）	担保は申込人の保有する流動資産とします 保証人 法人は原則代表者 （実質経営者を含む） 個人は不要	0.68%	
下請振興関連保証	主務大臣の承認に係る振興事業計画に従って振興事業を実施する親事業者に対する売掛債権を保有している方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億円 （保険、特例） 保証割合は80%のため、保証限度額2億円に対して、借入限度額は、2億5,000万円まで	事業資金 1年間 （個別保証は1年以内）	担保は申込人の保有する売掛債権のみを譲渡担保とします 保証人 法人は原則代表者 （実質経営者を含む） 個人は不要	0.56%	
セーフティネット保 証 [セーフティ]	中小企業信用保険法第2条第5項に基づき、市町村長が次のいずれかに該当すると認定した特定中小企業者 1. 第1号（再生手続開始申立等） 経済産業大臣の指定を受けた再生手続開始申立等事業者との取引があり、売掛金等の債権を有している方 2. 第2号（事業活動の制限） 経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接の取引があり、売上高等が減少している方 3. 第3号（指定地域における不況業種） 経済産業大臣の指定を受けた地域において、経済産業大臣の指定を受けた業種を営み、災害その他の突発的に生じた事由の発生のために、売上高等が減少している方 4. 第4号（指定不況地域） 経済産業大臣の指定を受けた地域において事業を行い、災害等の発生によって売上高等が減少している方 5. 第5号（全国的な不況業種） 経済産業大臣の指定を受けた業種を営む、次のいずれかの方 （イ）売上高等が減少している方 （ロ）原油高の影響を受けている方	2億8,000万円 （保険、特例） 普通保険2億円 無担保保険8,000万円 （組合4億8,000万円） * 1～8の残高及び景気対応緊急保証の残高を含む総額 6に該当するものの限度額は3億8,000万円	運転資金10年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 （実質経営者を含む） 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	1号～4、6号 1.00% 5号、7号、8号 0.85%	1号～4、6号は責任共有対象外

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、及び割引になるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	保証人・担保	基準保証料率	備 考
	<p>6. 第6号（破綻金融機関等） 破綻金融機関等との金融取引を行っており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている方</p> <p>7. 第7号（金融取引の調整） 経済産業大臣の指定を受けた金融機関と金融取引を行っており、当該金融機関からの借入金残高が減少している方</p> <p>8. 第8号（金融機関の貸付債権の譲渡） ㈱整理回収機構又は、産業再生機構に金融機関が貸付金を譲渡したため、金融機関からの総借入金残高が減少し、経営合理化等の事業計画を作成しその実行に努めており、㈱整理回収機構に債務の返済条件の変更を受けている方</p>					
東日本大震災復興緊急保証 [震災緊急]	〔特定被災区域内〕 (1) 地震・津波等により直接被害を受けた方 (2) 震災の影響により業況が悪化している方	2億8,000万円 〔保険、特例〕 普通保険2億円 無担保保険8,000万円 (組合4億8,000万円) 災害関係保証、セーフティネット保証、危機関連保証と合わせて 無担保保険1億6,000万円 普通保険4億円 最大5億6,000万円	運転資金10年 設備資金10年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	0.80%	責任共有対象外
危機関連保証	中小企業信用保険法第2条第6項に基づき経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者	2億8,000万円 〔保険、特例〕 普通保険2億円 無担保保険8,000万円 (組合4億8,000万円) セーフティネット保証、災害関連保証、東日本大震災復興緊急保証の残高と合わせて 無担保保険1億6,000万円 普通保険4億円 最大5億6,000万円	運転資金10年 設備資金10年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	0.80%	責任共有対象外

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、及び割引になるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	保証人・担保	基準保証料率	備 考
事業再生保証	法的な再建手続を行う中小企業者で次の要件に全て合致する方 (1) 次の①または②のいずれかに該当する方 ①再生事件または更生事件が係属している方 ②民事再生法(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた方(再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く) (2) 再生計画の認可または更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない方 (3) 次の①及び②のいずれにも該当する方 ①金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること ②償還が見込まれること	2億円 (保険、別枠)	事業資金10年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 原則として必要です	2.20%	責任共有対象外
事業再生円滑化関連保証	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次の①及び②のいずれかに該当する方 ※特定非営利活動法人は対象外 ①特定認証紛争解決手続きにより事業再生を図ろうとする方 ②認定支援機関の指導または助言を受け事業再生を図ろうとする方	2億8,000万円 (保険、特例) 普通保険2億円 無担保保険8,000万円 (組合4億8,000万円) 保証割合は80%	事業資金3年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	1.76%	
事業再生計画実施関連保証 [改善サポート]	「経営サポート会議」等の支援により作成した事業再生計画に基づき、事業再生に取り組み、金融機関に対して計画の実行状況の報告を行う中小企業の方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 (保険、特例) 普通保険2億円 無担保保険8,000万円 (組合4億8,000万円) 保証割合は80% ただし、保証割合100% 保証の既保証の借入金を同額以内で借り換える場合は100%	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	責任共有制度 対象の場合 0.80% 責任共有制度 対象外の場合 1.00%	
経営力強化保証	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および金融機関への当該計画の進捗報告を行う中小企業の方	2億8,000万円 (普通保険2億円) 無担保保険8,000万円 (組合4億8,000万円) 保証割合は80% ただし、保証割合100% 保証の既保証の借入金を同額以内で借り換える場合は100%	一括返済の場合 1年以内 運転資金5年 設備資金7年 ただし、本制度によって既保証の借入金を借り換える場合は10年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	弾力化 責任共有制度 対象の場合 0.45%~1.75% 責任共有制度 対象外の場合 0.50%~2.00% 原則、申込時の信用力に対応した保証料率より一区分低い料率を適用します	

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、及び割引になるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	保証人・担保	基準保証料率	備 考
借 換 保 証	県内で事業を行っている中小企業者で現在保証協会の利用があり、当該保証付借入金の借換えや複数の保証付借入金を一本化しての借換え、また借換えに加えて必要とする事業資金を借入することにより、資金繰りの円滑化を図り事業の維持・改善が見込まれる方	利用する制度の限度額	利用する制度の期間	利用する制度の保証人・担保	利用する制度の料率	既存の保証付借入を返済条件とするものが、本制度の対象となります 責任共有については利用する制度により決まります
条件変更改善型借換保証	次のすべての要件を満たし、保証付き既往借入金を借り換える中小企業者の方 ① 保証申込時点において、信用保証協会の保証付き既往借入金の残高があること ② ①の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること ③ 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	2億8,000万円 〔普通保険2億円 無担保保険8,000万円〕 (組合4億8,000万円)	事業資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	弾力化 0.45~1.90%	
小 額 融 資 保 証	県特 常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業5人）以下の小規模企業者で、県内同一市町村で1年以上同一の事業を行っている方 ※常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人の場合は、政令の定めによる。 (宿泊業・娯楽業について従業員数20名まで小規模企業者)	3,000万円	運転資金7年 設備資金7年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	弾力化 0.45~1.90%	市町村長、商工会議所会頭、商工会会長の意見書が必要
	特別小口 [特小] 常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業5人）以下の小規模企業者で、県内で1年以上同一の事業を行っている次の要件を満たす方 ①所得税、事業税、所得割のある県民・市町村民税のいずれかについて、申込日以前1年間に納期の到来した税金を完納していること ②特別小口以外の保証を受けていないこと ※常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人の場合は、政令の定めによる。 (宿泊業・娯楽業について従業員数20名まで小規模企業者)	2,000万円	運転資金7年 設備資金7年	担保・保証人とも不要です	1.00%	市町村長、商工会議所会頭、商工会会長の意見書が必要
小口零細企業保証 [小口零細]	常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業5人）以下の小規模企業者（特定非営利活動法人（医業を主たる事業とする小規模特定非営利活動法人以外）を除く） ※常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人の場合は、政令の定めによる。 (宿泊業・娯楽業について従業員数20名まで小規模企業者)	2,000万円 ただし、保証付融資残高（根保証は融資極度額）との合計で2,000万円以内	運転資金7年 設備資金7年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 原則として不要	弾力化 0.50~2.20%	責任共有対象外

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、及び割引になるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	保証人・担保	基準保証料率	備 考
商工業振興資金保証	山形県商工業振興資金による貸付を受ける方	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 (組合 4億8,000万円)	制度要綱による	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要	弾力化 0.45~1.90%	
	(1) 経営安定資金、災害対策資金の認定を受けて融資を受ける方			担 保 必要な場合があります		
近代化資金保証 〔保険については、 別枠または特例 となります。P28 を参照〕	1. 公害防止対策保証 公害防止のために必要と認定された費用の借入をされる方	5,000万円 (組合 1億円)	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要	1.15%	
	2. エネルギー対策保証 省エネルギー施設又は石油代替エネルギー施設の設置を行う方	2億円 (組合 4億円)	設備資金17年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要	1.15%	
	2. (2) 廃止					
	3. 海外投資関係保証 海外直接投資事業を実施するために必要な資金を借入れされる方	2億円 (組合 4億円)	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要	1.15%	
	4. 新事業開拓保証 保証協会の認定を受け、新事業の開拓を行うための借入をされる方	2億円 (組合 4億円) ただし、他の新事業 開拓保険に係る保証 との合計3億円(組 合6億円)	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要	1.15%	新事業認定審査 会の認定が必要
	5. 災害関係 政令で定める地域内に事業所を有し、激甚災害を受けた方	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 〔特別小口保険1,250万円〕 (組合 4億8,000万円)	運転資金10年 設備資金10年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要	1.00%	責任共有対象外
	6. 労働力確保関連 雇用管理の改善計画について県知事の認定を受けた方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 (組合 4億8,000万円)	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要	0.85%	
			担 保 必要な場合があります			

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、及び割引になるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	保証人・担保	基準保証料率	備考
	7. 中小小売商業関連 商店街整備、店舗集団化、共同店舗等整備、電子計算機利用経営管理又は連鎖化事業を行う方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 (組合 4億8,000万円)	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担保 必要な場合があります	0.85%	
	8. 商店街整備等支援関連 中小小売商業者の経営の近代化を支援する一般社団法人、一般財団法人であって商店街整備等支援計画に従って事業を実施する方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担保 必要な場合があります	1.15%	
	9. 廃止					
	10. 伝統的工芸品支援関連 伝統的工芸品産業の振興を支援する一般社団法人、一般財団法人であって、支援計画に従って事業を実施する方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担保 必要な場合があります	1.15%	
	11. 廃止					
	12. 地域伝統芸能等関連 地域伝統芸能の特徴を活用した製品の製造等であって、観光・商工業の振興のために実施される行事に関連して行われる事業を実施する方	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 (組合 4億8,000万円)	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担保 必要な場合があります	0.85%	
	13. 流通業務総合効率化関連 流通業務総合効率化計画に記載された事業を行う方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 (組合 4億8,000万円)	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担保 必要な場合があります	0.85%	
	14. 廃止					
	15. 小規模事業者支援関連 小規模事業者の経営の改善発達を支援するため、「経営発達支援計画」に沿って事業を行う一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人(中小企業信用保険法第2条第1項第6号に該当するものを除く)及び、「基盤施設計画」に沿って事業を行う一般社団法人、一般財団法人	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担保 必要な場合があります	1.15%	
	16. 廃止					

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、及び割引になるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	保証人・担保	基準保証料率	備 考
	17(1)中心市街地商業等活性化関連 認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に従って特定事業・中小小売商業高度化事業（特定会社又は一般社団法人、一般財団法人が当該事業を実施する場合は、当該特定会社又は一般社団法人、一般財団法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る）を実施する中小企業者、特定会社及び一般社団法人、一般財団法人 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 { 普通保険2億円 無担保保険8,000万円 } (組合 4億8,000万円) (一般社団法人、一般財団法人2億8,000万円)	設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	0.85%	
	17(2)中心市街地商業等活性化支援関連 特定会社及び一般社団法人、一般財団法人であって、認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画に従って中小小売商業高度化支援等事業（当該特定会社又は一般社団法人、一般財団法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く）を実施する者 ※特定非営利活動法人は対象外	5億6,000万円 特定会社は一般及び中心市街地商業等活性化関連との合計 一般社団法人、一般財団法人は中心市街地商業等活性化関連との合計	設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担 保 必要な場合があります	0.85%	
	18. 創業等関連 ①事業を営んでいない個人で、1カ月以内に新たに事業を開始する具体的計画のある方 ②事業を営んでいない個人で、2カ月以内に会社を設立し事業を開始する具体的計画のある方 ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立する会社が、事業を開始する具体的計画がある方 ④事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人（当該事業を開始した日以前に事業を営んでいなかった方に限る） ⑤設立の日以後の期間が5年未満の会社（当該設立の日以前に事業を営んでいなかった個人により設立された方に限る） ⑥設立の日以後の期間が5年未満の会社（自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ、新たに設立した方に限る） ※特定非営利活動法人は対象外	1,500万円 創業関連・再挑戦支援を併用した場合、合計3,500万円以内 ①②に該当する方は借入金額と同額以上の自己資金が必要です	運転資金10年 設備資金10年	保証人 個人は不要 法人は原則代表者 担 保 不要	1.00%	責任共有対象外 一般分の無担保保険、創業関連保証との合計8,000万円以内 ①②③に該当する場合には創業・再挑戦計画書が必要
	19. 特定新技術事業活動関連 特定補助金等にかかる成果を利用した事業活動を行う方 ※特定非営利活動法人は対象外	3億円（組合6億円） ただし他の新事業開拓保険に係る保証との合計	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	1.15%	新事業認定審査会の認定が必要

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、及び割引になるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	保証人・担保	基準保証料率	備 考
	20. 経営革新関連 承認を受けた経営革新計画に従って新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供等の新たな事業活動を行うことにより経営の相当程度の向上を図る方 ※特定非営利活動法人は対象外	8億8,000万円 (組合 16億8,000万円) 内、新事業開拓保険 3億円(組合6億円) 海外投資関係保険3 億円(組合6億円) (ただし、他の新事業 開拓保険・海外投資 関係保険に係る保証 との合計)	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	0.85%	新事業開拓保険 を利用する場合 は、新事業認定 審査会の認定が 必要
	21. 廃止					
	22. 廃止					
	23. 創業関連 ①事業を営んでいない個人で、1カ月以内に新たに事業を開始する具体的計画のある方(認定特定創業支援事業に該当する場合6カ月以内) ②事業を営んでいない個人で、2カ月以内に新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画のある方(認定特定創業支援事業に該当する場合6カ月以内) ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立する会社が、事業を開始する具体的計画がある方 ④事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない方 ⑤事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方 ⑥中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方 ※特定非営利活動法人は対象外	2,000万円 (再挑戦支援を含む) 創業等関連を併用し た場合3,500万円以内	運転資金10年 設備資金10年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 不要	1.00%	責任共有対象外 一般分の無担保 保険、創業等関 連保証との合計 は8,000万円以内 ①②③に該当す る場合には創 業・再挑戦計画 書が必要
	24. 廃止					
	25. 特定中小企業再生支援関連 認定支援機関として経済産業大臣の認定を受けたものであって、特定中小企業再生支援事業を実施する方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	1.15%	
	26. 周辺地域整備関連 主務大臣の同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として県知事の認定を受けた方	5億8,000万円 (組合10億8,000万円)	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	1.15%	新事業開拓保険 を利用する場合 は、新事業認定 審査会の認定が 必要

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、及び割引になるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	保証人・担保	基準保証料率	備 考
	27. 異分野連携新事業分野開拓関連 認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う方 ※特定非営利活動法人は対象外	12億8,000万円 (組合16億8,000万円) 内、流動資産担保保険に該当するもの2億円 内、新事業開拓保険に該当するもの4億円(組合6億円) 内、海外投資関係保険に該当するもの4億円(組合6億円) (ただし他の新事業開拓保険・海外投資関係保険に係る保証との合計)	運転資金5年 設備資金7年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 8,000万円超は原則 有担保 流動資産担保保証は、 流動資産のみ	0.85%	新事業開拓保険を利用する場合は、新事業認定審査会の認定が必要
	28. 特定研究開発等関連 特定モノ作り基盤技術高度化指針に沿って認定を受けた「研究開発等に関する計画」に従って事業を行う方 ※特定非営利活動法人は対象外	5億8,000万円 (組合10億8,000万円) 内、新事業開拓保険に該当するもの3億円(組合6億円) (ただし他の新事業開拓保険に係る保証との合計)	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	0.85%	新事業開拓保険を利用する場合は、新事業認定審査会の認定が必要
	29. 地域産業集積関連 都道府県知事の承認を受けた「企業立地計画」「事業高度化計画」にしたがって、同意集積区域において事業を行う方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 (組合4億8,000万円)	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	0.85%	
	30(1)地域産業資源活用事業関連等 主務大臣の認定を受けた「地域産業資源活用事業計画」に従って事業を行う中小企業者 ※特定非営利活動法人は対象外	①地域産業資源活用事業関連 8億8,000万円 (組合12億8,000万円) 内、流動資産担保2億円 内、新事業開拓保険に該当するもの4億円(組合6億円) (ただし他の新事業開拓保険に係る保証との合計) ②海外地域産業資源活用事業関連 4億円(組合6億円)	運転資金5年 設備資金7年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 8,000万円超は原則 有担保 流動資産担保保証に係るものは流動資産のみ	0.85%	
	30(2)地域産業資源活用支援関連 主務大臣の認定を受けた「地域産業資源活用支援事業計画」に従って事業を行う一般社団法人、一般財団法人または特定非営利活動法人(中小企業信用保険法第2条第1項第6号に該当するものを除く)	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金5年 設備資金7年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 8,000万円超は原則 有担保	1.15%	

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、及び割引になるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	保証人・担保	基準保証料率	備 考
	31. 再挑戦支援 経営状況の悪化により事業の廃止・法人の解散を経験し、その後、5年以内に再起業する方 ①事業を営んでいない個人であって、1カ月以内に事業を開始する具体的計画を有する方（認定特定創業支援事業に該当する場合6カ月以内） ②事業を営んでいない個人であって、2カ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する方（認定特定創業支援事業に該当する場合6カ月以内） ③事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していない方 ④事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方 ※特定非営利活動法人は対象外	再挑戦支援2,000万円 (創業関連を含む) 創業等関連を併用した場合合計3,500万円	運転資金10年 設備資金10年	保証人 法人は原則代表者 個人は原則不要 担 保 不要	1.00%	責任共有対象外 一般分の無担保保険、創業等関連保険との合計8,000万円以内 ①、②に該当する場合創業、再挑戦計画書が必要
	32. 特定信用状関連 外国法人（新たに設立されるものを含む）と経営を実質的に支配していると認められる関係にある方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億円 保証割合は80%	1年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	弾力化 0.45~1.90%	
	33(1)農工商等連携事業関連 主務大臣の認定をうけた「農工商等連携事業計画書」に従って、農工商等連携事業を実施する中小企業の方 ※特定非営利活動法人は対象外	12億8,000万円 (組合18億8,000万円) 内、流動資産担保2億円 内、新事業開拓保険に該当するもの4億円(組合6億円)内、 海外投資関係保険に該当するもの4億円(組合6億円) (ただし他の新事業開拓保険に係る保証との合計)	運転資金5年 設備資金7年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担 保 8,000万円超は原則有担保 流動資産担保に係るものは流動資産のみ	0.85%	
	33(2)農工商等連携支援関連 主務大臣の認定をうけた「農工商等連携支援事業計画書」に従って、農工商等連携支援事業を実施する一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（中小企業信用保険法第2条第1項第6号に該当するものを除く）	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金5年 設備資金7年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担 保 8,000万円超は原則有担保	1.15%	
	34. 経営承継関連 経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じていることについて、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金10年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担 保 必要な場合があります	弾力化 0.45~1.90%	

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、及び割引になるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	保証人・担保	基準保証料率	備 考
	35. 中小企業承継事業再生関連 財務状況の悪化により事業の継続が困難となった会社の分割または事業の譲渡により、その事業の全部または一部の事業を承継し、主務大臣の認定を受けた中小企業の方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 (組合4億8,000万円)	運転資金10年 設備資金10年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担 保 必要な場合があります	弾力化 0.45~1.90%	
	36(1)商店街活性化事業関連 主務大臣の認定をうけた「商店街活性化事業計画」に従って、商店街活性化事業を実施する中小企業の方 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕 (組合4億8,000万円)	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担 保 必要な場合があります	0.85%	
	36(2)商店街活性化支援関連 主務大臣の認定をうけた「商店街活性化支援事業計画」に従って、商店街活性化支援事業を実施する一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（中小企業信用保険法第2条第1項第6号に該当するものを除く）	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担 保 必要な場合があります	1.15%	
	37. 情報提供支援関連 主務大臣の認定をうけた「認定情報提供機関」のうち、一定の要件を満たした一般社団法人、一般財団法人 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担 保 必要な場合があります	1.15%	
	38. 特定下請連携事業関連 主務大臣の認定をうけた「特定下請連携事業計画」に従って特定下請連携事業を行う中小企業者 ※特定非営利活動法人は対象外	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担 保 必要な場合があります	0.85%	
	39. 連携創業支援関連 市町村が作成し主務大臣の認定をうけた「創業支援事業計画」に従って市町村と連携して創業支援事業を実施する一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（中小企業信用保険法第2条第1項第6号に該当するものを除く）	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担 保 必要な場合があります	1.15%	
	40. 経営革新等支援関連 認定経営革新等支援機関として主務大臣の認定を受け、経営革新等支援業務を行う一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（中小企業信用保険法第2条第1項第6号に該当するものを除く）	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担 保 必要な場合があります	1.15%	

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、及び割引になるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	保証人・担保	基準保証料率	備 考
	41. 経営力向上関連 認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上事業を行うことにより経営能力を強化し、経営の向上を図る中小企業者	8億8,000万円 (組合16億8,000万円) 内、新事業開拓保険 3億円(組合6億円) 海外投資関係保険3 億円(組合6億円) (ただし、他の新事業 開拓保険・海外投資 関係保険に係る保証 との合計)	運転資金5年 設備資金7年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担 保 8,000万円超は、原則有 担保	0.85%	
	42(1)地域経済牽引事業関連 都道府県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って、 地域経済牽引事業を行う中小企業者	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担 保 必要な場合があります	0.85%	
	42(2)地域経済牽引支援関連 主務大臣の承認を受けた連携支援計画に従って、連携支援事 業を行う一般社団法人又は一般財団法人	2億8,000万円	運転資金7年 設備資金15年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担 保 必要な場合があります	1.15%	
	43. 特定経営承継関連 都道府県知事の認定を受けた中小企業者(以下、「認定中小企 業者」という)の代表者	2億8,000万円	運転資金10年 設備資金15年	保証人 原則認定中小企業者 担 保 必要な場合があります	弾力化 0.45~1.90%	
季節資金保証 [中元・年末]	中小企業の方	3,000万円	運転資金 6カ月	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	弾力化 0.45~1.90%	取扱期間 6月1日~ 8月15日(中元) 10月1日~ 12月25日(年末)
根 保 証	県内で原則として6カ月以上同一事業を行っている方	2億円 (組合 4億円)	運転資金1年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります (手形の銘柄・金額等を指 定する場合があります)	弾力化 0.39~1.62% (手形割引・電子 記録債権割引・ 簡易根保証) 0.45~1.90% (手形見返・債務)	
商業手形割引・ 電子記録債権割引保証	中小企業の方	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金 5カ月	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	弾力化 0.45~1.90%	

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、及び割引になるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	保証人・担保	基準保証料率	備 考
長期経営資金保証 [長 経]	県内で3年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当し償還能力があると認められる方 ※特定非営利活動法人は対象外 (1) 申込金融機関との与信取引が1年以上ありかつ最近2年間の決算で利益計上し、債務超過でない方 (2) 業歴5年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上ありかつ最近2年間のいずれかの決算において、利益計上し繰越欠損がない方 (3) 前各号に準じる方で、債務超過でなく今期利益計上見込みの方	一事業者2億円 (1 申込み2,000万円以上 100万円単位)	運転資金 5年以上 15年以内 設備資金 5年以上 20年以内	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 原則として必要です	弾力化 0.45～1.90%	覚書を締結した金融機関のみの取扱い 普通保険に該当する企業のみ
中堅企業特別保証	取引金融機関の破綻等により資金の調達に支障をきたしている中堅事業者に対して、経営の安定に必要な資金の貸付を必要とする方で、次のいずれにも該当する方 ※特定非営利活動法人は対象外 (1) 破綻金融機関等から借入返済を含めた事業資金の調達が必要なこと (2) 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者にかかる県知事の認定を受けていること	普通保証 5億円 無担保保証 1億円 ただし、信用保証協会の保証付で既に借入を行なっている場合は当該借入の残高を上記保証限度額から差し引く	運転資金5年 設備資金7年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 1億円超の場合は原則必要です	普通保証 0.75% 無担保保証 0.65%	責任共有対象外
風俗営業飲食業保証	(1) 風俗営業飲食業を営む方	2,000万円 ただし、日本政策金融公庫(協調融資先)の貸付金額以内	運転資金 設備資金 10年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	弾力化 0.45～1.90%	他に資格要件あり
	(2) 特例風俗営業飲食業を営む振興計画について大臣の認定を受けた環境衛生同業組合の組合員の方	日本政策金融公庫の貸付限度額以内				
市町村制度保証	制度要綱による	制度要綱による	制度要綱による	制度要綱による	制度要綱による	
追 認 保 証	中小企業の方	5,000万円 ただし、既に保証付貸付の行なわれているものは、その額を含めて1億2,000万円以内	運転資金7年 設備資金12年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 不要	弾力化 0.45～1.90%	覚書を締結した金融機関のみの取扱い
予 約 保 証	業歴3年以上、申込金融機関との与信取引1年以上の方で、CRDスコアリングが基準以上の方	2,000万円 (小口零細保証制度を利用の場合は500万円)	事業資金5年 (小口零細7年)	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	弾力化 0.60～1.90% (小口零細0.70～2.20%) ただし、予約時の信用力に対応した保証料率よりも一区分高い料率を適用します	

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、及び割引になるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	保証人・担保	基準保証料率	備 考
一括支払契約保証	中小企業の方	10億円 (特定社債保証、普通保証、 無担保保証(各経営安定 別枠及び危機関連保証を 除く)との合算) 保証割合70%以下 (原則として70%) 保証割合70%の場合は保 証限度額10億円に対して、 借入限度額は、極度額14 億2,800万円となる	1年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担 保 必要な場合があります	弾力化 0.50~2.20%に 保証割合を乗じ た率 (納入企業が負担)	
財務要件型無保証人保証	次の(1)から(3)のいずれかに該当する方 ※特定非営利活動法人は対象外 (1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①ま たは②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目 を充足すること ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が2.0倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上である こと (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①また は②のいずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を 充足すること ①自己資本比率が20%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が10%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上である こと (3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①または②のい ずれか1項目及び③または④のいずれか1項目を充足すること ①自己資本比率が15%以上であること ②純資産倍率が1.5倍以上であること ③使用総資本事業利益率が5%以上であること ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上である こと	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	一括返済の場合 2年 分割返済の場合 7年(ただし、 設備資金及び 運転設備資金 については、 10年)	保証人 不要 担 保 必要な場合があります	弾力化 0.45~1.90%	

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、及び割引になるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	保証人・担保	基準保証料率	備考
事業承継サポート保証	以下の全ての要件を満たす新設持株会社 (1) 事業承継計画を策定していること (2) 持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること (3) 事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること なお、事業会社が保証対象外業種を兼業している場合は、対象外とする	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	設備資金15年 ※事業会社の株式買取資金に限る	保証人 持株会社および事業会社の代表者 (実質経営者を含む。) 事業会社の法人保証 担保 必要な場合があります	弾力化 0.45~1.90% (原則1.15%)	
専門家派遣付長期設備保証 [プロフェッショナルサポート] [プロサポ]	中小企業の方で本制度の利用前に専門家派遣を受ける方	2億8,000万円 〔普通保険2億円〕 〔無担保保険8,000万円〕	運転資金20年 設備資金20年 ※運転資金は、設備に付帯する資金に限る	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 個人は原則不要 担保 必要な場合があります	弾力化 0.45~1.90%	
発展支援長期保証 [はってん]	次の全ての要件に該当する会社 (1) 引き続き2年以上事業を営むもの (2) 確定申告書(決算書)の写しを直近2期分提出できるもの (3) 取扱金融機関の推薦があるもの (4) 申込直前期の決算における中小企業信用リスクデータベース(CRD)を活用した保証料区分が第5区分以上であること (5) 申込直前期の決算において、純資産額が3千万円以上であり、以下のア又はイのいずれか1項目及びウ又はエのいずれか1項目を充足すること ア 自己資本比率が15パーセント以上であること イ 純資産倍率が1.5倍以上であること ウ 使用総資本事業利益率が5パーセント以上であること エ インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること	2億円 (ただし、平均月商の3カ月以内)	運転資金7年 設備資金7年	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担保 原則不要	弾力化 0.35~1.05%	取扱期間 平成31年3月31日保証申込受付分まで
短期継続型保証 [たんけい]	次の全ての要件を満たす中小企業者等とする。 (1) 1期以上の決算または確定申告を行っていること (2) ①法人の場合 直近決算において経常利益を計上していること ②個人の場合 青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前所得金額が200万円以上計上していること (3) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと	100万円以上5,000万円以内、かつ平均月商の2倍以内(ただし、1中小企業者等につき1口限り)	運転資金1年 (ただし、更新は最大4回まで可)	保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む) 担保 必要な場合があります	弾力化 0.45~1.90%	取扱期間 平成31年3月31日保証申込受付分まで

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、及び割引になるものがあります。

制度名 [略称]	ご利用いただける方	保証限度	資金使途・期間	保証人・担保	基準保証料率	備 考
自主廃業支援保証	<p>現在事業を行っている中小企業者であって、以下に掲げる(1)から(3)までの要件を全て満たす方</p> <p>(1) 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの</p> <p>(2) 直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること</p> <p>(3) バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの</p>	3,000万円	1年 (かつ、終期は解散予定日より前)	<p>保証人 法人は原則代表者 (実質経営者を含む)</p> <p>担 保 必要な場合があります</p>	弾力化 0.45～1.90%	

保証制度により、保証料が県・市町村より補給、及び割引になるものがあります。

◎商工業振興資金・セーフティネット・その他 保証制度の市町村保証料補給一覧表

平成30年4月1日現在

市町村名	30%	0.30	40%	40%	0.46	0.46	0.46	0.46	0.39	0.46	0.39	0.39	0.37	0.46	30%	0.88	0.704	0.272	40%	40%	40%	市町村名	
市町村名	小額融資特	小額融資特別小	商工業振興資金I	商工業振興資金II	セーフティネット1	セーフティネット2	セーフティネット3	セーフティネット4	セーフティネット5	セーフティネット6	セーフティネット7	セーフティネット8	東日本大震災復興緊急	危機関連	小零細企業	事業再生	事業再生円滑化	流動資産担保	産債	条件変更借換	事業承継サポート	プロサポ	市町村名
山形市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇注◇	☆	◇	◇	▽注▽	☆	◎	△	□				○	○	山形市
上山市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□						上山市
天童市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	天童市
寒河江市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽		◎	△	□						寒河江市
東根市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽		◎	△	□						東根市
村山市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	村山市
尾花沢市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□						尾花沢市
米沢市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎			■	○		○	○	米沢市
南陽市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	南陽市
長井市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎							○	長井市
新庄市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽		◎	△	□						新庄市
酒田市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□						酒田市
鶴岡市	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□					○	鶴岡市
中山町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎			■	○		○	○	中山町
山辺町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽		◎	△	□						山辺町
大江町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	大江町
朝日町	◎	●	○	○	★	★	★	★	◆	★	◆	◆	▽	☆	◎								朝日町
西川町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎								西川町
河北町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎								河北町
大石田町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎			■	○		○	○	大石田町
高畠町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	高畠町
川西町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	川西町
白鷹町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	白鷹町
飯豊町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	飯豊町
小国町	◎	●	○	○	★	★	★	★	◆	★	◆	◆	▽		◎	△	□						小国町
舟形町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□						舟形町
大蔵村	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	大蔵村
戸沢村	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□						戸沢村
鮭川村	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□						鮭川村
真室川町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□						真室川町
金山町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□						金山町
最上町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇	☆	◇	◇	▽	☆	◎	△	□	■	○		○	○	最上町
庄内町	◎	●	○	○	★	★	★	★	◆	★	◆	◆	▽	☆	◎			■	○		○	○	庄内町
遊佐町	◎	●	○	○	☆	☆	☆	☆	◇		◇	◇	▽	☆	◎			■	○		○	○	遊佐町
三川町	◎	●	○	○	★	★			◆		◆		▽	☆	◎			■	○		○	○	三川町

・[県] は県商工業振興資金利用のみより補給あり
 ・[◎] は県商工業振興資金利用のみ申込者が支払うべき保証料の30%について補給あり
 ・[●] は県商工業振興資金利用のみ0.30%補給あり(利用者負担 0.30%)
 ・[○] は県商工業振興資金利用のみ申込者が支払うべき保証料の20%について補給あり
 ・[☆] は県商工業振興資金利用のみ0.34%補給あり
 ・[■] は県商工業振興資金利用のみ0.136%補給あり
 ・[★] は県商工業振興資金利用するしないにかかわらず0.34%補給あり
 ・[注◇] は山形市経営支援資金利用の場合0.34%補給あり
 ・[◇] は県商工業振興資金利用のみ0.29%補給あり
 ・[◆] は県商工業振興資金利用するしないにかかわらず0.29%補給あり
 ・[△] は県商工業振興資金利用のみ0.44%補給あり
 ・[▼] は県商工業振興資金利用するしないにかかわらず0.33%補給あり
 ・[▽] は県商工業振興資金利用のみ0.33%補給あり
 ・[注▽] は山形市経営支援資金利用の場合0.70%補給あり
 ・[□] は県商工業振興資金利用のみ0.352%補給あり

◎保証推進制度保証（近代化）の市町村保証料補給一覧

平成30年4月1日現在

市町村名	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	市町村名	
	0.46	0.46	0.46	0.46	0.40	0.34	0.34	0.46	0.46	0.34	0.34	0.46	0.34	0.34	0.40	0.46	0.34	0.40	
	公害防止	エネルギー対策	海外投資	新事業開拓	災害関係	労働力確保	中小小売業	商店街整備等支援	伝統的工芸	地域伝統的工芸	流通業務総合効率化	小規模事業者支援	中心市街地 商業活性化		創業等連	特定技術	経営新関連	創業関連	
	1	2	3	4	5	6	7	8	10	12	13	15	17-(1)	17-(2)	18	19	20	23	
山形市	△	△		△					△	○	○				◆			◆★	山形市
上山市															◆☆			◆☆	上山市
天童市	▲			▲											◆			◆	天童市
寒河江市	注△	△	△	△		○	○		△	○	○				◆			◆	寒河江市
東根市	▲			▲															東根市
村山市	▲														◆			◆	村山市
尾花沢市															◆			◆	尾花沢市
米沢市		△		△											◆			◆□	米沢市
南陽市															◆			◆	南陽市
長井市															◆			◆	長井市
新庄市				△											◆			◆	新庄市
酒田市		△	△	△		○	○		△	○	○		○	○		△	○		酒田市
鶴岡市	△	△		△		○	○						○	○	◆	△	○	◆	鶴岡市
中山町															◆			◆	中山町
山辺町		△	△	△		○	○		△	○	○								山辺町
大江町		△		△		○	○								◆			◆	大江町
朝日町				△		○	○								◆			◆	朝日町
西川町				△											◆			◆	西川町
河北町				△		○	○								◆			◆	河北町
大石田町															◆			◆	大石田町
高島町		△	△	△		○	○						○	○	◆	△	注○	◆	高島町
川西町		△		△											◆			◆	川西町
白鷹町															◆			◆	白鷹町
飯豊町															◆			◆	飯豊町
小国町																			小国町
舟形町		△	△	△		○	○		△	○	○								舟形町
大蔵村		△	△	△		○	○		△	○	○				◆			◆	大蔵村
戸沢村		△	△	△		○	○		△	○	○				◆		○	◆	戸沢村
鮭川村		△	△	△		○	○		△	○	○				◆		○	◆	鮭川村
真室川町		△	△	△		○	○		△	○	○				◆		○	◆	真室川町
金山町		△	△	△		○	○		△	○	○				◆		○	◆	金山町
最上町															◆			◆	最上町
庄内町		△	△	△		○	○		△	○	○		○	○	◆	△	○	◆	庄内町
遊佐町		△	△	△		○	○		△	○	○		○	○	◆	△	○	◆	遊佐町
三川町															◆		○	◆	三川町

・「県」は県商工業振興資金利用のみ県より補給あり

・市町村の補給率 「△」は0.23% 「▲」は県商工業振興資金利用のみ0.23% 「注△」は2,000万円限度 「○」は0.17% 「●」は0.42% 「*○」は県商工業振興資金利用のみ0.17%
「注○」は新事業開拓保険利用のものについて0.17% 「◇」は0.20% 「◆」は県商工業振興資金利用のみ0.20% 「◎」は申込者が支払うべき保証料の20%について補給あり
「★」は山形市特定創業支援資金利用のみ0.90% 「☆」は上山市創業支援資金利用のみ0.90% 「□」は米沢市創業支援資金利用のみ0.70%

◎保証推進制度保証（近代化）の市町村保証料補給一覧

平成30年4月1日現在

市町村名	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	県	市町村名		
	0.46	0.46	0.34	0.34	0.34	0.34	0.46	0.40	40%	0.34	0.46	40%	40%	0.34	0.46	0.46	0.34	0.46	0.46	0.34	0.34	0.46	40%		
	特定中小企業再生支援	両区域数備	異分野新開	推進分野分拓	特定研究等促進	地域産業活用	地域産業活用	地域産業活用	特定信用保証	特定信用保証	特定信用保証	特定信用保証	特定信用保証	特定信用保証	特定信用保証	特定信用保証	特定信用保証	特定信用保証	特定信用保証	特定信用保証	特定信用保証	特定信用保証	特定信用保証		
	25	26	27	28	29	30-(1)	30-(2)	31	32	33-(1)	33-(2)	34	35	36-(1)	36-(2)	37	38	39	40	41	42(1)	42(2)	43		
山形市					○			◆															●	山形市	
上山市					*○	*○		◆		*○														●	上山市
天童市								◆		*○														●	天童市
寒河江市					○			◇		○														●	寒河江市
東根市					*○	*○		◆		*○														●	東根市
村山市								◆																●	村山市
尾花沢市								◇																●	尾花沢市
米沢市																								●	米沢市
南陽市								◇																●	南陽市
長井市												●												●	長井市
新庄市								◇		○														●	新庄市
酒田市					○			◇		○														●	酒田市
鶴岡市								◇		○														●	鶴岡市
中山町																									中山町
山辺町					○			◇																	山辺町
大江町								◇		○														●	大江町
朝日町								◇		○														●	朝日町
西川町																								●	西川町
河北町																								●	河北町
大石田町										○														●	大石田町
高島町								◇		○	△	◎												●	高島町
川西町					○			◇		○														●	川西町
白鷹町								◇		○														●	白鷹町
飯豊町								◇		○														●	飯豊町
小国町								◇		○														●	小国町
舟形町					○			◇		○														●	舟形町
大蔵村					○			◇		○														●	大蔵村
戸沢村					○			◇		○														●	戸沢村
鮭川村					○			◇		○														●	鮭川村
真室川町					○			◇		○														●	真室川町
金山町					○			◇		○														●	金山町
最上町								◇		○														●	最上町
庄内町					○					○														●	庄内町
遊佐町					○					○														●	遊佐町
三川町																								●	三川町

・「県」は県商工業振興資金利用のみ県より補給あり

・市町村の補給率 「△」は0.23% 「▲」は県商工業振興資金利用のみ0.23% 「注△」は2,000万円限度 「○」は0.17% 「●」は県商工業振興資金利用のみ20%
 「*○」は県商工業振興資金利用のみ0.17% 「注○」は新事業開拓保険利用のものについて0.17% 「◇」は0.20% 「◆」は県商工業振興資金利用のみ0.20%
 「◎」は申込者が支払うべき保証料の20%について補給あり

◎保険の種類別保証限度額

平成30年4月1日現在

保 険 の 種 類		個人・法人	組 合 等	保 険 の 種 類		個人・法人	組 合 等	
普 通		2 億円	4 億円	別 枠 特 例	特定研究開発等	2 億8,000万円	4 億8,000万円	
無 担 保		8,000万円	8,000万円		特定研究開発等 (新事業開拓保険分)	3 億円 (注 6)	6 億円 (注 6)	
特 別 小 口		2,000万円	2,000万円		地域産業集積	2 億8,000万円	4 億8,000万円	
別 枠 特 例	公害防止	5,000万円	1 億円		地域産業資源活用事業	4 億8,000万円	6 億8,000万円	
	エネルギー対策	2 億円	4 億円		地域産業資源活用事業 (新事業開拓保険分)	4 億円 (注 6)	6 億円 (注 6)	
	海外投資	2 億円	4 億円		地域産業資源活用事業 (海外投資関係分)	4 億円 (注 7)	6 億円 (注 7)	
	新事業開拓	2 億円	4 億円		事業再生円滑化	2 億8,000万円	4 億8,000万円	
	特定社債	4 億5,000万円 (注 1)	—		事業再生計画実施関連	2 億8,000万円	4 億8,000万円	
	流動資産担保	2 億円	2 億円		特 定 信 用 状	2 億円	4 億円	
	事業再生	2 億円	2 億円		農商工等連携事業	4 億8,000万円	6 億8,000万円	
	特定支払契約	10億円 (注 2)	10億円 (注 2)		農商工等連携事業 (新事業開拓保険分)	4 億円 (注 6)	6 億円 (注 6)	
	特 例	災 害	2 億8,000万円		4 億8,000万円	農商工等連携事業 (海外投資関係分)	4 億円 (注 7)	6 億円 (注 7)
		経 営 安 定	2 億8,000万円 (注 3)		4 億8,000万円	経営承継	2 億8,000万円	—
		労働力確保	2 億8,000万円		4 億8,000万円	中小企業承継事業再生	2 億8,000万円	4 億8,000万円
		中小小売商業	2 億8,000万円		4 億8,000万円	商店街活性化事業	2 億8,000万円	4 億8,000万円
		地域伝統芸能等	2 億8,000万円		4 億8,000万円	東日本大震災復興緊急	2 億8,000万円 (注 9)	4 億8,000万円 (注 9)
		流通業務総合効率化	2 億8,000万円		4 億8,000万円	情報提供支援関連	2 億8,000万円	—
		中心市街地商業等活性化	2 億8,000万円		4 億8,000万円	特定下請連携事業関連	2 億8,000万円	4 億8,000万円
		中心市街地商業等活性化支援	5 億6,000万円 (注 4)		—	連携創業支援関連	2 億8,000万円	—
		創 業 等	1,500万円 (注 5)		—	経営革新等支援関連	2 億8,000万円	—
		特定新技術事業活動	3 億円 (注 6)		6 億円 (注 6)	経営力向上関連	2 億8,000万円	4 億8,000万円
		経 営 革 新	2 億8,000万円		4 億8,000万円	経営力向上関連 (新事業開拓保険分)	3 億円 (注 6)	6 億円 (注 6)
		経 営 革 新 (新事業開拓保険分)	3 億円 (注 6)		6 億円 (注 6)	経営力向上関連 (海外投資関係分)	3 億円 (注 7)	6 億円 (注 7)
	経 営 革 新 (海外投資関係分)	3 億円 (注 7)	6 億円 (注 7)		地域経済牽引事業関連	2 億8,000万円	4 億8,000万円	
	創 業	2,000万円 (注 8)	—		地域経済牽引支援関連	2 億8,000万円	—	
	特定中小企業再生支援	2 億8,000万円 (注 10)	—		特定経営承継関連	2 億8,000万円	—	
	周辺地域整備	2 億8,000万円	4 億8,000万円		危機関連	2 億8,000万円 (注 9)	4 億8,000万円 (注 9)	
	周辺地域整備 (新事業開拓保険分)	3 億円 (注 6)	6 億円 (注 6)					
	下 請 振 興	2 億円	2 億円					
	特定下請連携事業 (新事業開拓保険分)	2 億8,000万円 4 億円 (注 6)	4 億8,000万円 6 億円 (注 6)					
	異分野連携新事業分野開拓	4 億8,000万円	6 億8,000万円					
	異分野連携新事業分野開拓 (新事業開拓保険分)	4 億円 (注 6)	6 億円 (注 6)					
	異分野連携新事業分野開拓 (海外投資関係分)	4 億円 (注 7)	6 億円 (注 7)					

- (注1) 普通・無担保（経営安定特例を除く）及び本保証分の合計は5億円以下
(注2) 普通・無担保（経営安定特例を除く）・特定社債及び本保証分の合計は10億円以下
(注3) 法2条第5項第6号（破綻金融機関関係）に該当するものは3億8,000千円以下、無担保及び平成13年3月31日までに受けた金融安定化保証無担保分との合計は1億円以下
(注4) 中心市街地商業等活性化分を含む
(注5) 無担保・創業関連及び本保証分の合計は8,000万円以下
(注6) 新事業開拓保証及び新事業開拓に係るその他の特例分を含む
(注7) 海外投資関係保証及び海外投資関係に係るその他の特例分を含む
(注8) 無担保・創業等関連及び本保証分の合計は8,000万円以下
(注9) 経営安定、危機関連、災害（東日本大震災に係るものに限る）及び東日本大震災復興緊急の合計は5億6,000万円（無担保1億6,000万円、普通4億円）組合等9億6,000万円（無担保1億6,000万円、普通8億円）以下
(注10) 商工会、商工会議所等を中小企業者としてみなす特例

※他に、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（中小企業信用保険法第2条第1項第6号に該当するものを除く）を中小企業者としてみなす特例

商店街整備等支援	2億8,000万円
伝統的工芸品支援	2億8,000万円
小規模事業者支援	2億8,000万円
中心市街地商業等活性化	2億8,000万円
中心市街地商業等活性化支援	5億6,000万円（注11）
農工商等連携支援	2億8,000万円
地域産業資源活用支援	2億8,000万円
商店街活性化支援	2億8,000万円
連携創業支援	2億8,000万円
情報提供支援	2億8,000万円
経営革新等支援	2億8,000万円
地域経済牽引支援	2億8,000万円（注12）

- (注11) ①特定会社は一般及び中心市街地商業等活性化との合計
②一般社団法人、一般財団法人は中心市街地商業等活性化との合計
(注12) 特定非営利活動法人は対象外

◎本店 〒990-8580 山形市城南町一丁目1番1号
霞城セントラル内

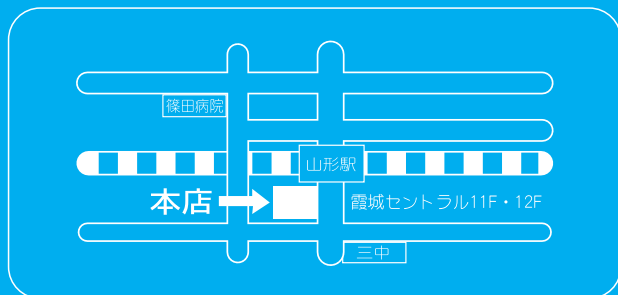
12F 総務部 (総務統括課) TEL 023-647-2245
(システム経理課) TEL 023-647-2246

企業支援部
(企画推進課、経営支援課、保証審査課) TEL 023-647-2247

11F 管理部 (代位弁済課) TEL 023-647-2248
(管理回収課) TEL 023-647-2241

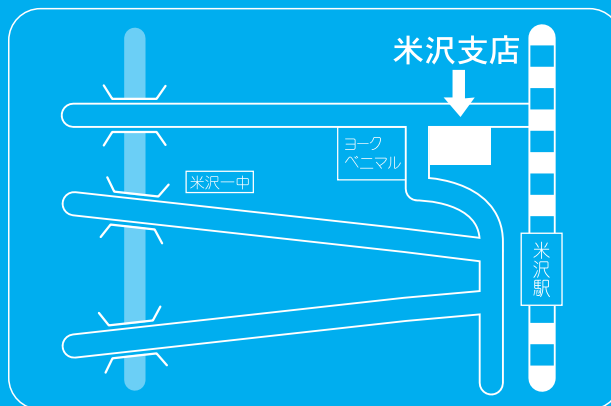
総務部・企業支援部・管理部 FAX 023-647-3201

11F 本店営業部(保証第一課、保証第二課) TEL 023-647-2240
FAX 023-646-2883

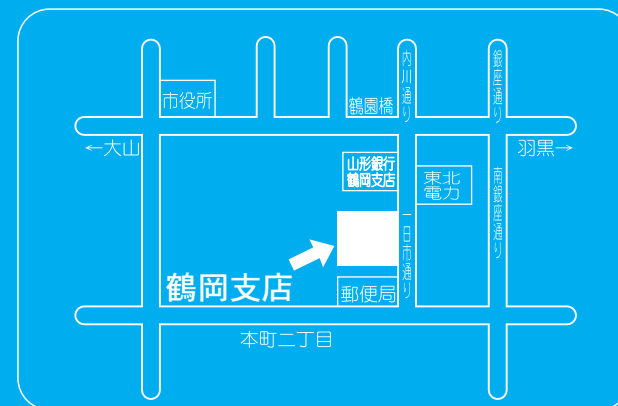


あなたの街の保証協会

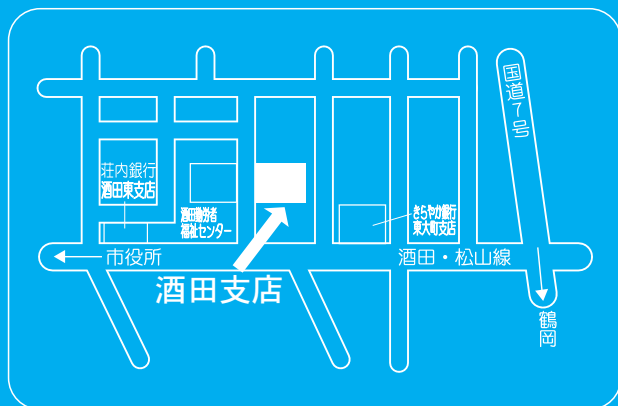
◎米沢支店 〒992-0027 米沢市駅前三丁目1番91号
TEL 0238-23-7630
FAX 0238-24-5647



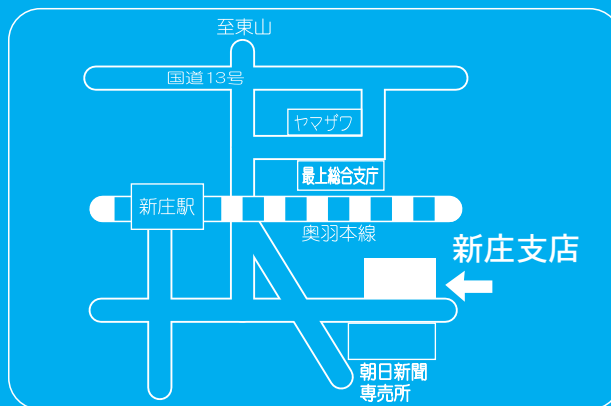
◎鶴岡支店 〒997-0034 鶴岡市本町二丁目7番5号
TEL 0235-22-6122
FAX 0235-24-6388



◎酒田支店 〒998-0858 酒田市緑町20番60号
TEL 0234-22-7644
FAX 0234-24-3315



◎新庄支店 〒996-0031 新庄市末広町8番21号
TEL 0233-22-3171
FAX 0233-22-7035



◎長井支店 〒993-0011 長井市館町北6番27号
TEL 0238-84-1674
FAX 0238-84-1012

